

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成30年4月6日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 イオンタウン株式会社
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン盛岡駅前 盛岡市盛岡駅前北通114番地54
- (3) 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の変更
- (4) 変更の年月日
  - ア 平成28年5月20日
  - イ 平成22年9月7日
  - ウ 平成24年4月20日
  - エ 平成26年10月26日
  - オ 平成27年10月15日
- (5) 変更の理由
  - ア 小売業者の代表者の変更のため
  - イ 小売業者の変更のため

2 届出年月日 平成30年3月26日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所